

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
国民体育大会準備局設置規則の一部を改正する規則
職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令
- ◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県規則第十六号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「内職相談所」を「婦人就業援助センター」に改める。

第六条第一項の表中

広報文書課

広報室・法制係・審査係・収発係
係・監理文教係・県史編纂室

・浄書

を 広報文書課

広報室・法制係・審査係・収発係・浄書
係・監理文教係

に、

厚生援護課

給務室・老人福祉対策室・社会係・保護
係・更生係・特別医療係・調査係・補償係

を 厚

生援護課

給務室・老人福祉対策室・社会係・保護
係・更生係・全国身体障害者スポーツ大会
準備係・特別医療係・調査係・補償係

に、

営繕課

営繕第一係・営繕第二係・設備係

を

営繕課

営繕第
一係
械設備

一係・営繕第二係・電気設備係・機
械設備

に改める。

第九条広報文書課の項第二十一号を削る。

第十条厚生援護課の項第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 全国身体障害者スポーツ大会の準備に關すること。

第十一条職業安定課の項第七号中「内職相談所」を「婦人就業援助センター」に改める。

第十八条の表中

第二百七十号) 私立高等専門学校、私立高等専門学校及び私立各種学校を設置する法人これらの学校に關する建議に關する事務
(昭和三十八年三
規定による鳥取県
關する事務

広報文書課

を
鳥取県私立学校審議会

私立学校法の規定による私立学校の設置等並立等に関する重要事項に

鳥取県私立学校審議会	私立学校法(昭和二十四年法律九条の規定による私立大学及び以外の私立学校並びに私立専修学校の設置等並びにこれらの学校の設立等についての審議並びにする重要事項についての知事による事務
鳥取県史編さん審議会	鳥取県史編さん審議会設置条例 月鳥取県条例第七号) 第二条の史の編纂についての調査審議に

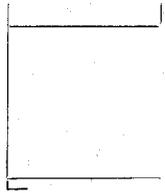
(昭和二十四年法律第二百七十号) 私立大学及び私立高等専門学校並びに私立専修学校及び私立各種学校にこれらの学校を設置する法人の設の審議並びにこれらの学校に關するについての知事に対する建議に關する事務

広報文書課

鳥取県保母試験委員会	鳥取県保母試験委員会
------------	------------

監査委員	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の定めるところによる保母試験の合格の決定その他保母試験に關する事務
社資金運	鳥取県寡婦福祉資金運営委員会設置条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第六号) 第一条の規定による寡婦福祉資金の運営に關する重要事項の調査審議に關する事務

を
鳥取県保母試験委員
児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号) 第十三条第四項の規定による保母試験の合格の決定その他保母試験に關する事務



に、

鳥取県歯科技工士試験 審議会	鳥取県看護婦試験委 員
鳥取県歯科技工士試験 二条第二項の規定による 関する事務	保健婦助産婦看護婦法（ 三号）第二十五条第一項 の実施に関する事務

昭和二十三年法律第二百
の規定による看護婦試
験
法律第六十八号）第十
歯科技工士試験の実施に

婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百
）第二十五条第一項の規定による看護婦試
験
実施に関する事務

を
鳥取県看護婦試験委
員
保健
三号
の
験

に改める。

第二十二号第三号中「紹介、あつせん及び展示」を「及び紹介」に改
める。
第二十三号中「行政連絡部、物産観光部」を「管理部、行政部」に改め

る。

第三十四条を次のように改める。
（内部組織及び分掌事務）

第三十四条 次の表の上欄に掲げる県税事務所ごとに、それぞれ中欄に掲
げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる
係を置く。

鳥取県東部県税事務所	総務課	庶務係・管理係
	収税課	徴収係・指導係
鳥取県中部県税事務所	直税課	直税第一係・直税第二係
	間税課	間税第一係・間税第二係
鳥取県西部県税事務所	自動車税課	収納係・課税係
	総務課	庶務係・管理係

2 東部県税事務所及び西部県税事務所の各課の分掌事務は、次のとおり
とする。

総務課

- 一 県税に係る周知宣伝に關すること。
 - 二 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の調定、督促及び収納に關すること。
 - 三 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る過誤納金の還付又は充當に關すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、他課の所管に属しない県税事務所の所掌事務に關すること。
 - 五 庶務に關すること。
- 収税課
- 一 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の徴収及び滞納処分に關すること。
 - 二 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る延滞金の減免に關すること。
 - 三 納税貯蓄組合の指導に關すること。
 - 四 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の徴収に關する犯則の取締りに關すること。
- 直税課
- 一 直接県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の賦課に關すること。
 - 二 直接県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金(延滞金を除く。)の減免に關すること。
 - 三 直接県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の賦課に關する犯則の取締りに關すること。
- 間税課

- 一 間接県税に係る徴収金の賦課に關すること。
 - 二 間接県税に係る徴収金(延滞金を除く。)の減免に關すること。
 - 三 間接県税に係る徴収金の賦課に關する犯則の取締りに關すること。
- 自動車税課
- 一 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び減免に關すること。
 - 二 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に關すること。
 - 三 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の調定、督促及び収納に關すること。
 - 四 自動車税及び自動車取得税に係る過誤納金の還付又は充當に關すること。
 - 五 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び徴収に關する犯則の取締りに關すること。
- 3 中部県税事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 総務課
- 一 県税に係る周知宣伝に關すること。
 - 二 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の調定、督促及び収納に關すること。
 - 三 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る過誤納金の還付又は充當に關すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、他課の所管に属しない県税事務所の所掌事務に關すること。
 - 五 庶務に關すること。

収税課

- 一 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
 - 二 県税に係る延滞金の減免に関すること。
 - 三 県税に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。
 - 四 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び減免に関すること。
 - 五 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の調定、督促及び収納に関すること。
 - 六 自動車税及び自動車取得税に係る過誤納金の還付又は充當に関すること。
 - 七 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。
 - 八 納税貯蓄組合の指導に関すること。
- 課税課
- 一 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）に係る徴収金の賦課に関すること。
 - 二 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関すること。
 - 三 県税（自動車税及び自動車取得税を除く。）に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

第四十八条の表中

鳥取県立岩井長者寮

岩美郡岩美町

を

鳥取	鳥取
----	----

県立岩井長者寮	岩美郡岩美町
県立福原荘	米子市

に改める。

第四章第四節第五款を次のように改める。

第五款 婦人就業援助センター

(設置)

第九十九条 婦人就業援助センターを次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県婦人就業援助センター	鳥取市

(分掌事務)

第一百条 婦人就業援助センターは、婦人の就業を援助するため、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 就業に関する相談及び指導に関すること。
- 二 就業に必要な技術講習に関すること。
- 三 就業に関する情報の提供に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、婦人の就業を援助するために必要な業務に関すること。

第一百一条を次のように改める。

(内部組織)

第一百一条 農業改良普及所に普及主幹を置く。

第一百五十六条第一項の表鳥取県鳥取土木出張所の項中

工務第一課
工務第二課

改良係・舗装係・都市計画係

河川係・砂防係

を

工務第一課	改良第一係・改良第二係・舗装係・都市計画係
工務第二課	河川第一係・河川第二係・砂防係

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

国民体育大会準備局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十七号

国民体育大会準備局設置規則の一部を改正する規則

国民体育大会準備局設置規則（昭和五十五年三月鳥取県規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国民体育大会事務局設置規則

第一条中「の準備」を削り、「国民体育大会準備局（以下「国体準備局」という。）」を「国民体育大会事務局（以下「国体局」という。）」に改める。

第二条中「国体準備局」を「国体局」に改め、同条の表中

総務課
調整課
競技式典課

総務係・企画広報係

施設係・宿泊輸送係

競技運営係・式典係

を

総務課	総務係・企画広
調整課	施設係・宿泊衛
競技式典課	競技運営係・式

報係・県民運動係

生係・輸送交通係

典係・演技係

に改める。

第四条第一項中「国体準備局」を「国体局」に、「局長」を「局長、次長」に改め、同条第二項中「国体準備局」を「国体局」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 次長は、局長を補佐し、局長に事故があるときは、その職務を代行する。
 第六条中「国体準備局」を「国体局」に改める。
 附則第二項中「国体準備局」を「国体局」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(鳥取県文書管理規則の一部改正)

2 鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「国民体育大会準備局」を「国民体育大会事務局」に改める。

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十八号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「統括税務専門員」を削り、同表第三号中「農業技手」の下に「林業技手」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十九号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中「農業技手」の下に「林業技手」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第二号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

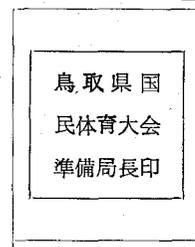
昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

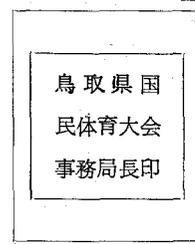
鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の九の二の項中



を



に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県公安委員長 坂 出 雅 己

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条中「四課」を「五課」に改め、「防犯課」を「防犯課少年課」に改める。

第八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二号を次のように改める。

二 犯罪統計に関すること。

第九条中第十三号を第十五号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 暴力的不良行為等の取締りに関すること。

十四 警備業の取締りに関すること。

第九条の次に次の一条を加える。

（少年課の所掌事務）

第九条の二 少年課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。

二 少年の補導に関すること。

三 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

四 未成年者の喫煙及び飲酒の取締りに関すること。

第十一条中「外勤課」を「警ら課」に改める。

第十三条の見出し中「外勤課」を「警ら課」に改め、同条中「外勤課」を

「警ら課」に改め、同条第二号中「（無線電話によるものに限る。）」を削る。

第二十条第一項中「又は調査官」を「調査官又は参事」に改め、同条

第二項中「及び調査官」を削り、「技術吏員を」の下に「調査官は警視の階級にある警察官を、参事は事務吏員又は技術吏員を」を加え、「あて」を「充てる」に改め、同条第三項中「及び調査官」を「調査官及び参事」に改める。

第二十条の二の見出しを「(国体対策室)」に改め、同条第一項中「防犯課」を「警ら課」に、「少年室」を「国体対策室(以下「対策室」という。)」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「少年室」を「対策室」に改める。

第二十条の三を削る。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 坂 出 雅 己

鳥取県公安委員会規則第二号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則(昭和五十三年三月鳥取県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

附 則
この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

課 署 別	警 察 官						一 般 職 員
	警 視	警 部	警 部 補	巡 査 部 長	巡 査	計	
秘 書 課	2	1		1		4	15
会 計 課	1		1			2	17
警 務 課	3	6	2	1		12	13
教 養 課	1	2	4	1		8	3
厚 生 課		1				1	9
監 察 官 室	1	1	3			5	1
捜 査 第 一 課	2	4	7	8		21	8
捜 査 第 二 課	1	4	5	8		18	2
防 犯 課	1	3	4	4		12	5
少 年 課	1	3	3	4		11	4
鑑 識 課	1	1	2	2	2	8	10
科学捜査研究所							10
警 備 課	3	5	9	19		36	4
警 ら 課	2	5	2	8		17	10
機 動 隊	1	1	1	3	21	27	1
交 通 企 画 課	2	4	5	3		14	11
交 通 指 導 課	1	3	3	6		13	1
運 転 免 許 課	3	1	2	2		8	29
交 通 機 動 隊	1	1	3	9	28	42	1
警 察 学 校	1	2	7	10	23	43	5
小 計	28	48	63	89	74	302	159
岩 美 警 察 署	1	2	4	8	16	31	3
鳥 取 警 察 署	2	6	21	57	97	183	18
郡 家 警 察 署	1	2	5	21	24	53	4
智 頭 警 察 署	1	2	4	7	13	27	3
浜 村 警 察 署	1	2	4	9	16	32	3
倉 吉 警 察 署	2	4	15	35	50	106	11
八 橋 警 察 署	1	2	5	12	16	36	4
米 子 警 察 署	2	6	21	61	121	211	16
境 港 警 察 署	1	4	8	19	23	55	8
溝 口 警 察 署	1	2	4	7	12	26	3
黒 坂 警 察 署	1	2	4	7	14	28	3
小 計	14	34	95	243	402	788	76
合 計	42	82	158	332	476	1,090	235

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む)】